

介護保険

住宅改修の手引き



令和 8 年 8 月作成

海老名市 保健福祉部 介護保険課

1 住宅改修制度とは

- ・住宅改修制度とは
- ・生活環境を整える在宅サービス
- ・適正な住宅改修の利用のための留意事項

2 住宅改修の要件

3 住宅改修支給限度額

- ・住宅改修支給限度額について
- ・三段階・転居リセットについて

4 支払方法

- ・償還払い
- ・受領委任払い

5 住宅改修の対象工事

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え

6 ユニットバス申請について

7 相談から支給決定までの流れ

8 相談窓口

1 住宅改修制度とは

介護保険の住宅改修は、介護が必要になっても住み慣れた住宅で在宅生活を送るため、居住する住宅を改修し、生活環境を整えることで被保険者の自立を助け、介護者を支援する環境を整える制度です。

限度額内において、かかった費用から自己負担分を除いた額が介護保険の給付費として海老名市から払い戻されます。

※新築、増築及びリフォーム・修繕工事の補助制度とは異なります。

■生活環境を整える在宅サービス

- 介護に役立つ福祉用具を借りることのできる**福祉用具貸与**
- 指定を受けた事業者から介護に役立つ福祉用具を購入したときに、10万円(年度)を上限に利用者負担分を除いた額が支給される**特定福祉用具販売**
- 事前に市へ申請したうえで、住宅改修をしたときに同一住宅に対し 20 万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給される**住宅改修**

この中でも住宅改修は一度施工したら取り外しができず、また改修費が大きくなることもありますので、福祉用具貸与、特定福祉用具の購入を必ず検討してから住宅改修の申請を行ってください。

適正な住宅改修の利用のための留意事項

工事の必要性の検討を専門的な観点から十分に行ってください。
被保険者に不利益のないように、福祉用具の活用や生活動線の工夫など、様々な観点から優先順位を考慮し、住宅改修の内容等を検討してください。

住宅改修業者に指定はありませんが、
業者によって単価や工賃等に大きく差が出ることもありますので、
十分に比較・検討を行ってください。

※受領委任払い制度をご利用の場合、
事前に海老名市に登録のある事業者が対象となります。

2 住宅改修の要件

- (1) 海老名市の被保険者で要支援・要介護認定を受けている
- (2) 改修先が住民登録地である
- (3) 工事内容が介護保険の給付対象であり、
着工前の事前申請書類にその必要性について記載されている

上記の3つすべてに該当している場合、支給対象となります。

申請内容及び施工後の申請内容を確認の上支給となります。

該当していても着工不承認や不支給とする可能性がございますのでご了承ください。

(1)海老名市の要支援・要介護認定を受けている人

- ・海老名市の被保険者で、要支援1～2または要介護1～5と認定されている
- ・申請日～事後申請時が認定有効期間内である

(介護認定申請中の事前申請は可能ですが、支給決定は認定結果が出てからになるため、認定結果が非該当の場合、支給が受けられず全額自費になります。また、入院中の申請は可能ですが、退院後に改修部分を使用しなかった場合、支給対象外となり全額自己負担となります。(入院中の死亡等))

(2)改修先が住民登録地である

- ・本人が現に居住する住民票上の住所地の住宅が対象
- ・住民票の住所地に居住しており、在宅で生活している

(一時的に身を寄せている住宅や住民票を移していない住宅は対象外です。

また、実際に居住していることが条件のため、月に数回の外泊時に在宅している場合等も対象外です。)

(3)工事内容が介護保険の給付対象であり、 着工前の事前申請書類にその必要性について記載されている

- ・介護給付の対象となる工事…比較的小規模な工事 (5 対象工事)
- ・ケアマネジャー等が作成した事前申請の住宅改修が必要な理由書に本人の身体状況を踏まえ、住宅改修の必要性について記載されている

3 住宅改修費支給限度額

要介護状態にかかわらず、被保険者 1 名に対し、
同一住宅で **20 万円(支給限度基準額)**です。

- ・保険給付対象額のうち、負担割合証に記載された割合(1～3 割)は自己負担になります。(負担割合基準日＝領収書の日付時点)
- ・限度額残高を超える工事を行った場合、超えた部分は全額自己負担となります。限度額残高については海老名市役所介護保険課介護保険係までお問い合わせください。
- ・支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に渡って支給申請をすることが可能です。
- ・要介護状態区分が 3 段階以上上昇したとき(三段階リセット)や、転居したときは再度 20 万円までの支給限度基準額が設定されます。

◎三段階リセット

要介護区分	段階	リセットとなる区分
要支援1	第 1 段階	要介護3～5
要支援2	第 2 段階	要介護4～5
要介護1		
要介護2	第 3 段階	要介護5
要介護3	第 4 段階	
要介護4	第 5 段階	
要介護5	第 6 段階	

- ◆三段階リセットの適用は同一被保険者に対して**一回のみ**
初めて住宅改修を利用したときの介護度が基準となります。
(介護度の基準日＝着工日時点)

※ 転居前の住宅に再び戻った場合、転居前住宅で行われた住宅改修の支給状態からの支給限度残額になり、リセットはなかったものとなります。

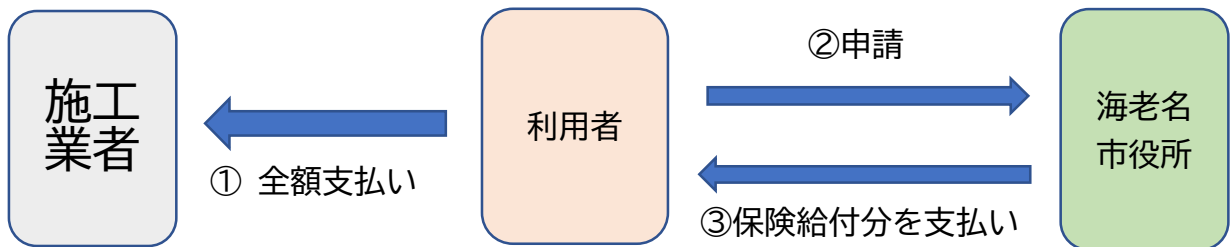
また、三段階リセットと転居リセットは転居によるリセットが優先となり、転居後における初回住宅改修の着工時点の要介護区分が三段階リセットの基準になります。

4 支払方法

支払方法は、償還払いと受領委任払いの2種類です。

○償還払い

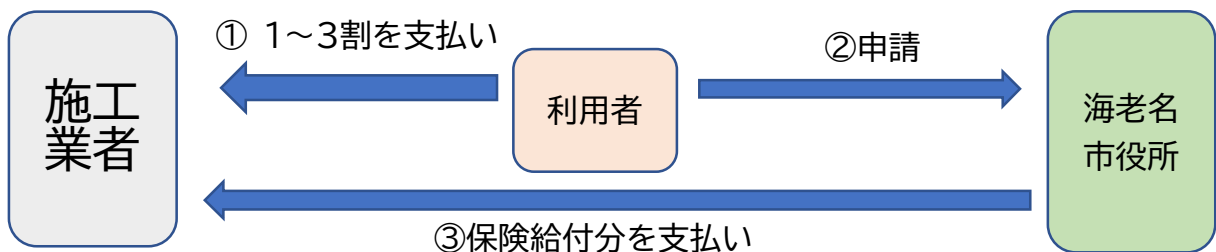
住宅改修費の全額を事業者や施工業者に支払い、負担割合証に記載された1～3割の自己負担額を除いた介護保険給付額を、市から被保険者に支払います。介護認定の新規申請中の方は、償還払いのみの支払いとなります。



○受領委任払い

負担割合証に記載された1～3割の自己負担額のみを事業者に支払い、介護保険給付額を市から事業所に支払います。事前登録している施工業者が対象です。詳細は海老名市ホームページをご覧ください。

受領委任払いとなるのは、介護保険の給付対象になる工事部分かつ、限度額残高の範囲内のみです。



※介護保険料を滞納している方は、受領委任払いでの支払いができない場合がございます。

5 対象工事

介護保険における住宅改修は、被保険者の自立支援を目的としており、被保険者が在宅生活を続けていくための動作を助けるものです。したがって、**本人の生きがいを充実させるための工事や、老朽化や摩耗を理由とした工事など、被保険者にとって改修後の効果が明らかでない工事は介護保険の適用対象とはなりません。**

よって、ケアマネジャー等が本人の心身の状況、住宅の状況を勘案して改修の必要性を判断した箇所であり、個人の資産形成につながらない**比較的小規模な工事**が対象となります。

介護保険で認められる対象の工事は以下の通りです。

種類	内容
手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すり等を設置する工事
段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチなどの段差を解消するため、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げる等の工事
滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路路面の材料の変更	居室を畳敷きから板張りやビニール系床材に変更する、浴室の床を滑りにくいものへ変更する、通路路面を滑りにくい舗装材へ変更する等の工事
引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去やドアノブの変更等の工事
洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器へ取り替えのほか、洋式便器の向きの変更工事も対象

(1) 手すりの取付け

手すりの取付けは、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置されるものであり、工事によって固定される必要があります。

支給対象となる工事
●居間、トイレ、浴室、玄関等の手すり設置 ●玄関ポーチ、門扉までの通路等の手すり設置 ●跳ね上げ式手すりの設置 ●固定された家具への手すり設置
支給対象となる付帯工事
●手すり設置のために必要な壁への下地補強
支給対象外となるもの
●取付け工事を伴わないもの ●固定されていない家具に取付けるもの

<注意事項>

- ・跳ね上げ式にする場合、理由書に具体的に明記してください。
- ・原則片側設置を想定していますが、身体状況及び被保険者固有の理由があれば、両側への手すりの取付けも対象となる場合があります。理由書に具体的に明記してください。
- ・装飾付き手すり(シャワーフック付き手すり等)は、手すりを用途として販売されており、装飾部分と手すり部分を適切に按分できる場合、手すり部分のみ支給対象となります。内訳書に按分方法の記載をお願いします。

(2)段差の解消

段差の解消は、居室、廊下、トイレ、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消することで、転倒若しくは移動に資することを目的として設置されるものを指します。また、既製品のスロープや踏み台を設置する場合は、工事によって固定されるものである必要があります。

支給対象となる工事
●各居室の敷居を低くする、又は廊下の高さを上げるなどの段差解消 ●スロープや踏み台を固定設置またはコンクリートスロープ化 ●浴室やトイレの床のかさ上げ・下げ工事 ●階段の段数を増やすなどで勾配を緩やかにする工事
支給対象となる付帯工事
●段差解消により生じる壁面処理 ●コンクリートスロープ化に伴う整地、基礎工事、障害物や残土の撤去、処分 ●浴室、トイレのかさ上げ等に伴う既存床の処理、タイル等の撤去及び処分
支給対象外となるもの
●固定しないスロープや踏み台 ●昇降機やリフト、段差解消機等の設置

(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床 又は通路面の材料の変更

床や屋外通路等において、滑りにくい材質のものの変更等、移動を円滑化する目的でおこなうものの全般を指します。

支給対象となる工事
●浴室の床材を滑りにくいタイルに変更 ●屋外通路の舗装材の加工、変更 ●階段や段差への滑り止めゴム等の設置
支給対象となる付帯工事
●床材変更に伴う既存床の撤去及び処分、下地処理 ●屋外通路の舗装に伴う整地、基礎工事、障害物や残土の撤去、処分
支給対象外となるもの
●老朽化による床材の張替え ●滑り止めマット等を置く

<注意事項>

・転倒時の危険軽減を目的としたクッション性に優れた床材への変更は対象外です。

(4)引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等、建具の工事を行うことで、部屋移動の際の負担を低減させる目的で行われるものを指します。

支給対象となる工事
●開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ●操作しやすいドアノブの変更
支給対象となる付帯工事
●扉変更に伴う壁面や床面処理
支給対象外となるもの
●扉や間口の新設 ●建てつけの悪さや、変型等の老朽化により開きにくい扉の補修 ●自動ドア化した場合のドアの動力部分に係るもの

<注意事項>

・引き戸から引き戸、折れ戸から引き戸への扉の変更は身体的状況により必要性が明らかであれば対象となります。

(5)洋式便器等の便器の取替え

支給対象となる工事
●和式便器から洋式便器への取り替え ●身体状況に適応するよう、既存の洋式便器から高さが高い洋式便器への取り替え ●既存の洋式便器の位置や向きの変更
支給対象となる付帯工事
●便器の交換の際の既存便器の撤去及び処分 ●便器工事に伴う給排水管の調整工事
支給対象外となるもの
●暖房便座等の機能付き便器の取り付け ●電源確保のための電気工事

<注意事項>

- ・洗浄機能等が付加された便座を選択する場合、洗浄機能等が身体状況からみて必要性があるかどうかを確認してください。
- ・トイレの移設は対象となりますが、元のトイレが残る場合は取り替えではなく新設の扱いとなり給付の対象外となります。

6 ユニットバス申請について

ユニットバス(壁・床・天井・浴槽が一体のもの)化の工事は、
原則住宅改修の**対象外**です。

介護保険による住宅改修制度は、比較的小規模な工事が対象となるため、浴槽全体を変更するといった大規模なユニットバス化の工事は原則対象外です。

海老名市ではユニットバスの施工に関して、介護保険を利用のうえユニットバスの工事を行う合理的理由があり、かつ介護保険対象部分と対象外部分の適切な按分が可能な場合に限り、ユニットバス工事を支給対象としています。

詳しくは以下の通りです。

- ① 福祉用具の活用では不十分
- ② 介護保険における住宅改修の制度以外に活用可能な補助制度がない
- ③ 支給対象分を適切に按分でき、按分方法を明示することができる
- ④ ユニットバス工事での住宅改修を行う理由、又は根拠を明示でき、住宅改修が必要と認められる場合

上記の4項目を**全て満たす場合**、支給対象とします。

○ユニットバス工事は被保険者の自己負担が大きくなりやすい工事ですので、特定福祉用具の活用や、[5 対象工事](#) のいずれかの改修で対応できないか十分な検討を行ったうえで事前申請を行ってください。福祉用具の使用や対象工事のみの対応ではなく、ユニットバス化の工事を行う理由を理由書に明記してください。

○ユニットバス工事で対象となる部分:床・扉・手すり・浴槽

※幅や長さが大きくなる、深くなる場合の浴槽:**対象外**

※浴室の床の段差解消に伴う付帯工事の給排水工事:**対象外**

○通常の申請に加えて必要な書類

- パンフレット(品番・仕様・図面・標準価格の記載があるもの)
- 部材費の内訳書(メーカー作成の介護保険対象内、対象外の記載があるもの)
- 算出根拠を明記した見積明細書

○部材費以外の施工費、及び諸経費等につきましては、ユニットバス工事全体の施工費に、部材費の内訳書に記載した介護保険対象部分の按分率をかけて算出してください。

市ホームページに参考様式「住宅改修内訳書(介護保険対象外工事同時施工時)」を添付しております。介護保険対象外工事を同時に施工する場合にご利用ください。

独自に作成した様式で構いませんが、市ホームページの記載内容をご確認のうえ、ご提出ください。

・また、適切に対象部分の経費を積算、按分することができない場合、着工不承認とさせていただきますので、御了承ください。

事前審査は時間がかかります。
着工承認前の工事は支給対象外になりますので、ご注意ください。

7 相談から支給決定までのながれ

1

事前相談

住宅改修を行う前に担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに住宅改修の希望を伝え、改修の相談を行います。改修を行う場合はケアマネジャーや地域包括支援センターに「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

2

見積依頼

事業者に見積依頼を行います。
複数の事業所に見積を依頼し、比較してください。

3

事前申請

工事着工前に次の必要書類を揃えて介護保険課に申請を行います。
申請はケアマネジャーや施工業者が行うことも可能です。

- 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 見積書
- 工事前の写真（工事箇所全体の写真に工事内容を印すこと）
- 受領委任払い利用申請書（受領委任払いの場合）
- 住宅改修の承諾書(賃貸住宅の場合)

4

工事

事前申請後、市からの着工承認を受け、住宅改修を実施します。
工事完了後、施工業者に支払いをします。

5

事後申請

工事完了後、次の必要書類を揃えて介護保険課に申請を行います。

- 被保険者の宛名(フルネーム)と領収日の記載のある領収書原本または写し
- 住宅改修後の写真(工事箇所全体)

6

支給決定

市から利用者または施工業者へ住宅改修費の支給を行います。
被保険者本人と施工業者(受領委任払いの場合)に決定通知書をお送りいたします。

<注意事項>

- 着工承認前に住宅改修の着工をされた場合、支給対象とはなりません。**
 - ・介護保険の住宅改修制度は事前申請制です。
着工前に必ず事前申請を行ってください。
 - ・着工承認＝支給決定ではありません。
以前に改修履歴があった場合や、改修中に急な内容変更等が行われた場合など、工事完了後であっても給付の対象とならないケースがあります。

- 見積書と理由書の日付にご注意ください。**
 - ・本人の身体状況を踏まえたうえで在宅生活に必要な住宅改修を行うため、**理由書を作成してから見積もりをとるようにしてください。**
見積書の日付は理由書の日付以降となります。

- 提出いただいた書類だけでの判断が困難な場合、住宅改修を行う利用者の自宅へ、現地確認に伺うことがあります。(介護保険法45条18項)**

- 事前申請後に工事内容が変更、または中止になった際は、着工前に介護保険課介護保険係に必ずご相談ください。「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費事前申請内容 変更・取下げ届出書」を、原則着工前に提出いただきます。**
着工後の大幅な変更は**支給対象外**とさせていただく可能性がございますので、ご注意ください。

- 事前及び事後に提出する写真は撮影日を入れ、工事箇所全体を写してください。**

- 見積書及び領収書について、介護保険対象外の工事を含む場合は全体の工事費を明記してください。見積書は介護保険対象部分と対象外部分を分けて記載し、領収書は全体の金額を記載のうえ、但し書きに介護保険給付分として対象分全額の記載をお願いします。**

- 介護保険法200条に基づき、領収日から起算して2年以上経過すると時効となり、住宅改修費の支給を受ける権利が消滅します。**

8 相談窓口

受付窓口	受付曜日・受付時間	地区
海老名市役所 1階 介護保険課 介護保険係 勝瀬175-1	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 235-4952	市内全域
海老名東地域包括支援センター 東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野102号	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 292-1411	柏ヶ谷、東柏ヶ谷 望地
海老名北地域包括支援センター (えびな北高齢者施設内) 上今泉4-8-28	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 231-6061	上郷、下今泉 上今泉、扇町、泉 めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター 中央1-18-33 エクシード金子1階	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 234-2973	勝瀬、中央 国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター (海老名市医療センター内) さつき町41	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 234-7226	中新田、さつき町 河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター 浜田町25-14 フジビル1階	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 233-8881	大谷、大谷南、大谷北 国分寺台、浜田町
海老名南地域包括支援センター (えびな南高齢者施設内) 杉久保南3-31-6	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 238-7691	中河内、中野、今里 杉久保北、杉久保南 上河内、本郷、門沢橋
海老名市基幹型地域包括支援センター (海老名市役所内) 勝瀬175-1	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 233-0111	各地域包括支援センター の統括、総合調整、後方支 援など